

防衛医科大学校達第3号

防衛医科大学校厚生委員会に関する達を次のように定める。

昭和56年4月3日

防衛医科大学校長 加納保之

防衛医科大学校厚生委員会に関する達

改正 昭和60年 7月 5日達第 6号 平成19年 3月28日達第 5号
昭和61年 6月12日達第11号 平成23年12月27日達第 5号
平成 8年10月 1日達第10号 平成24年 4月 6日達第 1号
平成14年11月11日達第 6号 平成28年 3月31日達第 9号
平成16年 3月31日達第 2号 令和 5年 6月30日達第 3号
平成19年 1月 9日達第 1号

防衛医科大学校厚生委員会に関する達（昭和53年防衛医科大学校達第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則（昭和29年総理府令第39号）第16条の13第1号及び第3号に規定する業務の適切な運営に資するため、防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）の諮問機関として、厚生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（構成）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 事務局総務部長
- (2) 副委員長 事務局総務部厚生課長
- (3) 委員 学校長が指定する者とし、各部等の委員数は、次表を基準とする。

| 部 等 | 委員数 | 部 等 | 委員数 |
|------------------|-----|---------------------------------------|-----|
| 事務局総務部 | 1名 | 救急部 リハビリテーション部 腫瘍化学療法部 緩和ケア室 | 1名 |
| 事務局企画部 | 1名 | | |
| 医学教育研修センター | 2名 | | |
| 学生部 | 2名 | | |
| 図書館 | 1名 | 総合臨床部 集中治療部 医療情報部 光学医療診療部 | 1名 |
| 医学教育部 | 1名 | | |
| 病院事務局 地域医療連携室 | 1名 | | |

| | | | |
|------------------------------|-----|------------------------------|-------|
| 形 成 外 科 歯 科 口 腔 外 科 | 1 名 | 薬 劑 部 | 1 名 |
| 検 査 部 輸 血 ・ 血 液 浄 化 療 法 部 | 1 名 | 医 療 安 全 ・ 感 染 対 策 部 看 護 部 | 1 名 |
| 手 術 部 材 料 部 | 1 名 | 防 衛 医 学 研 究 セ ン タ ー | 1 名 |
| 放 射 線 部 | 1 名 | 計 | 1 8 名 |

(委員の任期)

第3条 前条第3号に掲げる委員のうち学校長の指名する委員の任期は1年とし、その委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 第1条に規定する業務の運営及び実施に関すること。
- (2) 売店等の公募に係る業者の選定に関すること。
- (3) その他学校長から諮問を受けた事項に関すること。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は年2回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合には、臨時に開催することができる。

3 委員会は、委員の3分の2以上の出席（欠席する委員からの委任状を含む。）がなければ議事を審議することができない。

4 委員長は、必要に応じ委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務局総務部厚生課において行う。

附 則

この達は、昭和56年4月3日から施行する。

附 則

この達は、昭和60年7月5日から施行し、昭和59年7月1日から適用する。

附 則

この達は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則

この達は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この達は、平成14年11月11日から施行する。

附 則

この達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則

この達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和5年7月1日から施行する。